



発行日	2020年 6月11日
発行者	瀬戸伸一
編集者	瀬戸伸一
印刷	葉山喜義

美 Now!! (なう)
6月号

福～ふつうのこと～

夢や目標を抱くことは大切なこと。想いが強すぎると「重い」になってしまい身動きがとれなくなります。普段通りの暮らしがおくれることは「運がいい」こと。それに気がつく「幸福」になります。何か特別なことでなく、何も起きないことが、とれほど幸せであるか。毎日がただ淡々と過ぎていくことが、「幸せの本質」かもしれません。

～こころ MOJI アーティスト 浦上秀樹～

お知らせ

コロナウイルス拡散防止の為
組合事業に支障が出ております

随時広報・連絡網でお知らせして参りますので
資料をよくお読み下さい

不明な点は組合長瀬戸までご連絡下さい。

厚東地区美容業組合だより

2020年 6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 精華園	3	4	5	6
7	8	9	10	11 三役会	12	13
14	15	16	17 メール便 発送予定日	18	19	20
21	22	23 紅梅 KBK理事会	24	25	26 英会話	27
28	29	30				

2020年 7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7 精華園	8	9 三役会	10	11
12	13	14	15 メール便 発送予定日	16	17	18
19	20	21	22	23 県央ブロック	24	25
26	27 ボウリング	28 KBK理事 支部長会	29	30		

－組合報告－	
福祉共済	福祉共済 金婚式祝金1名 5万円。
退会	海老名地区 美容室Seed 後藤かおり先生 6ヶ月以上滞納に付き退会勧告し退会となりました 尚、未納金は会計石井が集金いたしました 名簿の訂正お願いします
5月26日	令和1年度KBK総代会(書面決議) 報告 5月26日に総代会を予定しましたが コロナウイルス拡散防止のため書面決議となりました 総代総数114名 書面議決書114名 総代数の過半数を超え総代会が成立致し、すべての議題が賛成多数で承認されました
6月 2日	精華園カット奉仕 実施 奉仕時間 10:00～11:00 カット人数 11名、 担当地区: 海老名地区 責任者 トミ美容室 参加者 トミ美容室 ヘアーメイクハルズ 以上 2名 次回 7月 7日 担当地区: 海老名 2班 責任者 美容室絵夢
6月 9日	環境衛生協会 総会 (書面決議) 報告 6月9日に総会を予定しましたが コロナウイルス拡散防止のため書面決議となりました 会員数264名中、委任状165名分 会員数の過半数を超え総会が成立し、すべての議題が賛成多数で承認されました
6月11日	三役会 開催 会場 厚木北公民館 時間 19:00～21:00 瀬戸 葉山 渡来 小橋 石井 原 山田 遠藤 増永 以上9名出席 コロナ拡散防止のため食事無しで時間短縮して開催致しました

－今後の予定&お知らせ－	
会計より お知らせ	組合費その他自動引き落としの件 6月10日に引き落としがありました。 残高不足の店舗には会計 石井が電話をかけますので、 よろしくお願いします。 詳しくは会計石井までご連絡下さい。 TEL 046-224-8353
お知らせ	会計業務の効率化のため1年払いまたは6ヶ月払いを進めてます 変更可能の方は会計石井までご連絡下さい
お知らせ	請求書 領収書の記載・同封に関して 会計事務の効率化のため、今後は以下の通りに変更します 領収書 前月の10日引き落とし分までを同封します 再引き落とし分に関しては翌月の領収書に記載致します 請求書 前月の10日以降分を記載します 再引き落としで引き落とし後でも書類上は記載させて頂きます 再引き落としとは 通常毎月10日に口座引き落としされますが 残高不足等の要因で引き落としが出来なかった方は システム上で25日に今一度引き落としがされます

お知らせ	KBKマスク 消毒用エタノールスプレー 消毒用エタノールジェル 販売 ご注文頂いた方々への配布は三役役員が分担して終了しました マスクは現金で集金しました 消毒用エタノールスプレー&ジェルは今月口座より引き落としさせていただきます			
	コロナウイルス拡散防止のため厚木の公共施設が 休館してましたが再開されました。 しかし6月以降も不安は拭えません 詳しくは各サークル責任者にご確認下さい			
リズム体操 サークル	6月23日(火) リズム 7月28日(火) リズム 8月25日(火) リズム	中止にします 厚木アミューF5 厚木アミューF5	503 和室4	13時～15時 13時～15時
	詳しくは 本田 林田までお問い合わせ下さい			
英会話 サークル	6月26日(金) 英会話 7月24日(金) 英会話 8月28日(金) 英会話	厚木アミューF6 厚木アミューF6 厚木アミューF6	ルーム601 ルーム601 ルーム601	19時～22時 19時～22時 19時～22時
	詳しくは 増永までご連絡下さい			
ボーリング サークル	コロナウイルス拡散防止のためしばらくお休みとします ロフティー林店 葉山まで046-222-9410ご連絡下さい			

(県) 【事業者の方向け】感染防止対策取組書・LINE コロナお知らせシステム

事業者の皆様（店舗運営者・施設管理者・イベント主催者等）に本取組へのご参加をお願いいたします。

「説明に県職員が回っております、身分証明確認後話を聞いてあげて下さい」

登録するメリット

お店やイベントで行っている感染症対策を分かりやすく
 掲示できます。
 （感染症対策ガイドラインに遵守していることを
 PRできます。）

「LINE お知らせシステム」を導入していることで、
 お客様などに安心・信頼してお店等をご利用いただけます。

登録・活用方法

「登録・発行フォーム」から必要な情報を登録します。
 事業所登録・発行フォーム（別ウィンドウで開きます）
 Internet Explorer は正常に動作しないことがあります。
 他のブラウザでお試ください

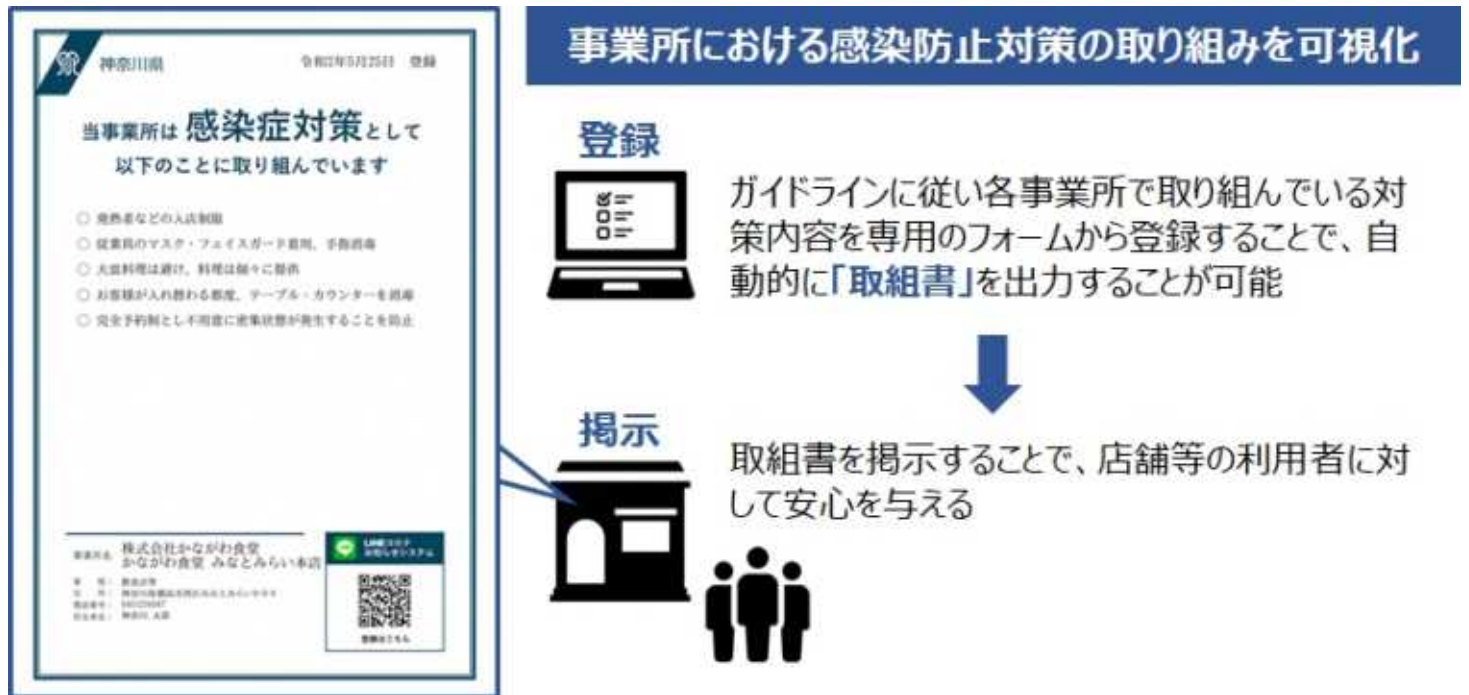
登録後、「取組書」と「QRコード」が発行されます。
 発行された書類を印刷し、施設内に掲示します。
 施設の利用者にQRコードを読み込んでいただくよう周知・
 案内してください。

メールでお知らせする「My ページ」からいつでも、
 取組書とQRコードを印刷することができます。
 また、登録内容も修正できます。



感染防止対策取組書とは

店舗・施設等において、業種ごとに定められた感染対策のガイドラインに沿った対策を取っているかを、一覧で示すことのできるものです。
取組書を店内・施設内に掲示いただくことで、来訪された方に、事業者の方が行っている感染対策を、県内で統一されたフォーマットで分かりやすく示すことができます。



神奈川県

当事業所は、**感染症対策**として
以下のことに取り組んでいます

- 設備・機材間隔確保
- 顔面作業時等、必要最小限の会話
- マスク等着用
- 手洗・手指消毒
- 発熱時等入店制限
- タオル等交換・器具等消毒
- 設備・機材等消毒
- 十分な換気
- 支払時キャッシュレスまたはコイントレイ使用
- 感染発生状況の情報提供
- 時短営業 予約制 密の回避

事業所名: トミ美容室

業種: 理美容店
住所: 海老名市河原11-12-14
電話番号: 0462311909
代表者名: 藤村 雅一
発行日: 令和5年6月2日

LINEコロナ
お知らせシステム

登録はこちら

詳しくは神奈川県県庁ホームページへ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/corona/lineosirase.html>

新型コロナウイルス感染症専門ダイヤル
(平日 (9 時 00 分から 17 時 00 分))

045-285-0536

または

050-1744-5875

音声案内につながります

(4) その他を選択してください

(国) 持続化給付金

感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付します。

中小法人等は 200 万円、個人事業者等は 100 万円

※ただし、昨年 1 年間の売上からの減少分を上限とします。

申し込みはインターネットからのみ

電話でのお問い合わせ

持続化給付金事業 コールセンター

0120-115-570 I P 電話等 03-6831-0613

(県) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第 2 弾）について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく協力要請等を令和 2 年 5 月 31 日まで延長したことに伴い、県は要請等に協力していただいた事業者等に支援を行います。

交付対象事業者

県内に事業所等を有し、令和 2 年 5 月 7 日から令和 2 年 5 月 31 日までの全期間

(少なくとも期間中 20 日間、遅くとも令和 2 年 5 月 12 日（火曜日）から

令和 2 年 5 月 31 日（日曜日）までの間）、

県からの要請はないが、自主的にご協力いただき、休業した中小企業及び個人事業主等

交付予定金額 1 事業者あたり 10 万円

申請受付開始時期 第 1 弾の協力金交付終了後、速やかに開始予定

(参考) 第 1 弾の協力金の申請受付期限は令和 2 年 6 月 1 日（月曜日）まで（当日消印有効）

申請方法等 6 月 8 日より、HP 等にて別途お知らせします。

その他 本事業実施にあたっては、今後提案する補正予算案が議決されることが条件となります。

(国) 特別定額給付金

1 給付対象者及び申請・受給権者 【給付対象者】

基準日（令和 2 年 4 月 27 日）において、住民基本台帳に記録されている方

【申請・受給権者】 その方の属する世帯の世帯主

2 給付額 給付対象者 1 人につき 10 万円

3 申請方法

(1) 郵送申請（世帯主あてに郵送された申請書による申請）

令和 2 年 5 月末（予定）から順次発送。詳細が決定次第、随時お知らせいたします。

(注意事項)

◆郵送申請は、マイナンバーカードがなくてもできます。

◆申請書へのマイナンバー記載は必要ありません。

◆申請に当たって、住民票の取得は必要ありません。

(2) オンライン申請（マイナンバーカードをお持ちの世帯主の方が利用可能）

令和 2 年 5 月 7 日から受付中。

(厚木市) 企業の事業継続への支援事業

(1) 休業・短縮営業支援 【一律 20 万円】

緊急事態宣言を受け、市内の店舗・事業所等を「休業あるいは短縮営業」している事業者へ協力金を支給します。なお、複数の店舗等を営んでいる場合は、各々が対象となります。

＜対象＞ 厚木市内で事業を実施している事業者

＜対象要件＞

(ア) 休業 令和 2 年 4 月 25 日から 5 月 6 日まで継続して休業し、かつ、5 月 7 日から 5 月 31 日までの期間で 10 日以上休業を見込んでいる事業所等

(イ) 短縮営業 令和 2 年 4 月 25 日から 5 月 6 日まで継続して短縮営業し、かつ、5 月 7 日から 5 月 31 日までの期間で 10 日以上短縮営業を見込んでいる事業所等

(注意事項)

短縮営業とは、通常の夜間営業時間を午後 8 時過ぎとしていた事業所が午後 8 時以前に短縮することです。

(2) 家賃助成 【1 か月の家賃額の 1/2、(上限 20 万円、千円未満切捨て) を 3 か月分助成】

前年同月比等で売上げが減少している事業者に対して家賃の 1/2 を助成します。なお、複数の店舗等を営んでいる場合は、各々が対象となります。

＜対象＞ 令和元年 12 月末日以前から厚木市内で事業を実施している事業者

＜対象要件＞

(ア) 令和元年 12 月末日以前から厚木市内で事業を実施している事業所等

(イ) 令和 2 年 3 月及び 4 月の平均売上げが、前年同月比の平均売上げが 15% 以上減少している事業所等。
なお、前年同月の売上げがない場合は、令和 2 年 1 月及び 2 月の売上げ平均で 15% 以上減少している事業所等

＜対象経費＞

令和 2 年 3 月から 5 月に事業を実施するため賃貸借契約している家屋及び土地の賃貸借料

＜申請期間＞ 令和 2 年 5 月 15 日（金曜日）から令和 2 年 6 月 30 日（火曜日）

問い合わせ 〒243-0017 厚木市栄町 1-16-15

厚木商工会議所内「あつぎ中小企業応援交付金係」に郵送または電子申請

(海老名市) 中小企業・個人事業主へ最大 30 万円を交付

趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、事業活動に影響がある中小企業者及び個人事業主の経済的支援を目的に支援金を交付します。

交付対象者

以下の(1)～(4)のすべての要件を満たす者

(1) 市内に事業所または店舗等を構える中小企業者または個人事業主であること。

(2) 市内で営む業種が日本標準産業分類における次のア～ウのいずれかに該当すること。

ア 小売業 イ 宿泊業、飲食サービス業 ウ 生活関連サービス、娯楽業

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、市内の店舗等の令和 2 年 3 月または 4 月の売上高が、前年同月と比較して 20% 以上減少していること。

(4) (3) で売上高の減少を確認した店舗等が令和 2 年 1 月 1 日以前に操業を開始していること。

交付金額 1 事業者あたり上限 30 万円

申請期間 令和 2 年 5 月 11 日から令和 2 年 6 月 30 日まで

申請方法 郵送

海老名市 経済環境部 商工課 海老名市中小企業等事業継続支援金担当 宛

〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の 1

(座間市) 中小企業・個人事業者への支援金

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に給付金を給付します
2020年5月13日登録

座間市中小企業等緊急支援給付金

市では、新型コロナウイルス感染症によって事業活動等に様々な影響を受けた事業者に対し、市独自の給付金を給付します。

対象者

次のいずれかに該当する事業者（令和2年4月10日以前に開業しており、営業実態のある者）。

1. 神奈川県知事が要請した休業要請等対象施設
2. 1. の対象とならない事業者で、市内に事業所があり、当該事業所において令和2年2月以降新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年同月比で事業収入が30%以上減少した月が存在する事業者（創業間もなく、比較対象がない事業者は、創業した月から令和2年1月31日までの期間の事業収入の平均と比較）。ただし、チェーンストア方式による事業形態で事業を営む者は対象となりません。

給付金額

対象者の要件を満たす市内の事業所ごとに10万円を給付（1回を限度）

申請期間・方法

5月13日（水）～9月30日（水）（当日消印有効）

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、下記商工観光課宛に郵送

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
座間市役所 商工観光課 宛

注意事項（必ずお読みください）

- 給付金は事業所ごとに1回が申請限度です。
- 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を受けた事業所は、県から協力金の返還命令を受けた場合、市が給付する給付金も返還の対象となります。

(愛川町) 中小企業・個人事業者への支援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者へ、事業全般に広く使える支援金を支給します。国の「持続化給付金」は売上減少率50%以上を対象としていますが、町では独自に売上減少率30%以上まで対象を拡大し、業種を問わず、より広い範囲の支援を行います。

給付額 一律20万円

- ◎対象 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から5月のうち、いずれか1カ月の売上が前年同月比で30%以上減少した、町内に事業所を有する中小企業・個人事業主
- ◎申請方法など詳細は決まり次第、町ホームページなどでお知らせします。

問い合わせ

商工観光課商工労政班 ☎（内線）3840・3841

または 中小企業・個人事業者支援金専用ダイヤル ☎046(281)9994（5月15日より）

その他 国 県 各市町村で助成制度等が臨時で制定しております

詳しくは各自治体のホームページでご確認下さい